厚生省発老第２６号
平成１２年２月２１日

各都道府県知事 殿

厚生事務次官

平成１１年度介護円滑導入臨時特例交付金について

標記の交付金の交付については、別添「平成１１年度介護円滑導入臨時特例交付金交付要綱」により行うこととし、平成１２年１月２８日から適用することとしたので通知する。
なお、貴管下市町村長（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

別添

平成１１年度介護円滑導入臨時特例交付金交付要綱

（通則）
１ 介護円滑導入臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び厚生省所管補助金等交付規則（昭和３１年厚生省令第３０号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）
２ この交付金は、市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）が介護保険制度の円滑な導入のために設置する基金の造成について、これに要する経費として交付することにより、介護保険法の円滑な実施を図ることを目的とする。
なお、この交付金は、臨時緊急の措置として講ずる単年度限りの特例措置として実施されるものである。

（交付先）
３ この交付金は、市町村に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象事業）
４ この交付金の対象となる事業は、市町村が介護保険制度の円滑な導入のために設置する基金を造成する事業とする。

（交付額の算定方法）
５ この交付金の交付額は、次の(1)及び(2)により算定された額の合計額とする。

(1) 基本枠

基本枠として交付される額は、市町村が介護給付及び予防給付に要する費用並びに財政安定化基金拠出金に要する費用として介護保険特別会計に繰り入れるものであり、次の1)及び2)により算定された額の合計額とする。

1) 一般分

次のア及びイに掲げる額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、この場合において、平成１２年４月から９月までの間に第一号被保険者の保険料（以下単に「保険料」という。）として徴収すべき額（市町村特別給付等に要する費用のために徴収する額を除く。）がある場合の当該徴収予定額に相当する額及び平成１２年１０月から平成１３年９月までの間に本交付金によって造成された基金からの繰入れがない場合において保険料として徴収すべき額の２分の１の額を超えて保険料を徴収することとする場合の当該２分の１の額を超えて徴収する予定の額（市町村特別給付等に要する費用のために徴収する額を除く。）に相当する額については、交付の対象としない。

ア 平成１２年度分

算定対象保険料収納必要額÷３
×（平成１２年度の第一号被保険者の見込数 ÷ 平成１２年度から平成１４年度までの第一号被保険者の見込数の平均）×３／４

イ 平成１３年度分

算定対象保険料収納必要額÷３
×（平成１３年度の第一号被保険者の見込数 ÷ 平成１２年度から平成１４年度までの第一号被保険者の見込数の平均）×１／４

(注１)「算定対象保険料収納必要額」とは、本交付金によって造成された基金からの繰入れがないとした場合の平成１２年度から平成１４年度までの保険料収納必要額から平成１２年度から平

成１４年度までの市町村特別給付等に要する費用の見込額を差し引いた額をいう。

(注２)「市町村特別給付等に要する費用」とは、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４３条第３項、第４４条第６項、第４５条第６項、第５５条第３項、第５６条第６項又は第５７条第６項の規定に基づく条例による措置が講じられたことにより生じた介護給付及び予防給付に要する費用の額、市町村特別給付に要する費用の額、保健福祉事業に要する費用の額並びに介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３８条第３項第１号（第３９条第３項において準用する場合を含む。）に規定するその他の介護保険事業に要する費用の額をいう。

2) 特別加算分

次のアからエまでに掲げる要件に該当する市町村については、基本枠にそれぞれ所定の額を加算する。

ア 小規模市町村加算

平成１２年度から平成１４年度までの各年度の第一号被保険者の見込数の平均が１，５００人以下の市町村であって、本交付金によって造成された基金からの繰入れがないとした場合の保険料基準額（収納率は勘案しないものとし、イの離島等市町村加算の交付を受ける市町村については、当該交付額を控除して算定した額。以下「基準保険料額」という。）が３６，０００円（月額３，０００円）を超える市町村について、次の算定方法により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 基準保険料額が４２，０００円を超える市町村

（基準保険料額－４２，０００円）×平成１２年度から平成１４年度までの各年度の補正第一号被保険者見込数の平均×１．５×１／２
＋（基準保険料額－３０，０００円）×１／２× 平成１２年度から平成１４年度までの各年度の補正第一号被保険者見込数の平均×１．５×１／４

(イ) 基準保険料額が３６，０００円を超え、４２，０００円以下の市町村

（基準保険料額－３６，０００円)×平成１２年度から平成１４年度までの各年度の補正第一号被保険者見込数の平均×１．５×１／４

イ 離島等市町村加算

当該市町村の地域内に、介護保険法第４２条第１項第３号に規定する離島その他の地域であって厚生大臣が定める基準に該当するもの（以下「離島等地域」という。）を有する市町村について、次の算定方法により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

居宅サービスに係る標準給付費見込額の平成１２年度から平成１４年度までの総額
×離島等地域に住所を有する第一号被保険者見込数の平成１２年度から平成１４年度までの平均
÷第一号被保険者見込数の平成１２年度から平成１４年度までの平均
× ０．１７ × 後期高齢者補正係数 × 所得補正係数 × ０．３ × ０．１５ × ２／３

(注１)「居宅サービス」とは、居宅サービス（居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護を除く。）及びこれに相当するサービスをいう。

(注２)「後期高齢者補正係数」とは、介護保険法の国庫負担金の算定等に関する政令（平成１０年政令第４１３号）第１条の２第２項第１号に掲げる事項の市町村間における格差により生じる介護保険の財政の不均衡を是正するために用いる係数をいい、以下の算定式により算定するものとする。

後期高齢者補正係数

$$= \frac{0.122}{\text{（当該市町村の平成１２年度から平成１４年度までの各年度における第一号被保険者見込数のうち７５歳未満である者の割合の見込みの平均×０．０４）} + \text{（当該市町村の平成１２年度から平成１４年度までの各年度における第一号被保険者見込数のうち７５歳以上である者の割合の見込みの平均×０．２４）}}$$

(注３)「所得補正係数」とは、介護保険法の国庫負担金の算定等に関する政令第１条の２第２項第２号に掲げる事項の市町村間における格差により生じる介護保険の財政の不均衡を是正するために用いる係数をいい、以下の算定式により算定するものとする。

所得補正係数

＝１－（当該市町村の第１号被保険者見込数に対する第１段階被保険者見込数（令第３８条第１項第１号に掲げる者をいう。）の割合
－０．２２）×０．５

＋当該市町村の第１号被保険者見込数に対する第２段階被保険者見込数（令第３８条第１項第２号に掲げる者をいう。）の割合
－０．２９０）×０．２５

－（当該市町村の第１号被保険者見込数に対する第４段階被保険者見込数（令第３８条第１項第４号に掲げる者をいう。）の割合
－０．１６０）×０．２５

－当該市町村の第１号被保険者見込数に対する第５段階被保険者見込数（令第３８条第１項第５号に掲げる者をいう。）の割合
－０．１００）×０．5}

ウ 介護療養型医療施設加算

当該市町村の平成１２年度から平成１４年度までの介護療養型医療施設入所者見込数の平均の平成１２年度から平成１４年度までの第一号被保険者見込数の平均に対する割合が、１．３３８％を超える場合であって、基準保険料額が４２，０００円（月額３，５００円）を超える場合について、次の算定方法により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ただし、アの小規模市町村加算の交付を受ける市町村については、上記により算定した額から小規模市町村加算に係る額を控除した額とする。

(ア) 基準保険料額が４８，０００円を超える市町村の場合

次のａ又はｂのいずれか少ない方の額

ａ（介護療養型医療施設入所者見込数の平成１２年度から平成１４年度までの平均－第一号被保険者見込数の平成１２年度から平成１４年度までの平均 ×１．３３８）×２９０，０００円

ｂ（基準保険料額－４２，０００円）×補正第一号被保険者見込数の平成１２年度から平成１４年度までの平均×１．５

(イ) 基準保険料額が４２，０００円を超え４８，０００円以下の市町村の場合

次のａ又はｂのいずれか少ない方の額

ａ (介護療養型医療施設入所者見込数の平成１２年度から平成１４年度までの平均－第一号被保険者見込数の平成１２年度から平成１４年度までの平均 ×１．３３８）×１５０，０００円

ｂ（基準保険料額－４２，０００円）×補正第一号被保険者見込数平成１２年度から平成１４年度までの平均×１．５

エ その他加算

その他市町村の責に帰することができない特別の事情により第一号保険料が高額となる市町村について、厚生大臣が特に必要と認めた額

(2) 介護保険施行準備枠

次の1)、2)及び3)により算定された額の合計額。

1) 第１号保険料の徴収方法変更に係るシステム改修費等

下表に掲げる市町村の規模に応じた額。

市町村の規模等	交付基準額
政令市又は 平成１２年度の第一号被保険者見込数が１５０，０００人以上の市町村	６０，０００千円
中核市又は 平成１２年度の第一号被保険者見込数が４５，０００人以上１５０，０００人未満の市町村	３０，０００千円
平成１２年度の第一号被保険者見込数が１５，０００人以上４５，０００人未満の市町村	１０，０００千円
平成１２年度の第一号被保険者見込数が７，５００人以上１５，０００人未満の市町村	６，０００千円
平成１２年度の第一号被保険者見込数が１，５００人	３，０００千円
平成１２年度の第一号被保険者見込数が１，５００人未満の市町村	１，５００千円

2) 広域化支援対策費

保険財政を含めた広域化を行う広域連合及び一部事務組合並びに市町村相互財政安定化事業を行う市町村に対して、ア、イ及びウにより算定された額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア 構成市町村数×１，０００千円
イ 第一号被保険者見込数の平成１２年度から平成１４年度までの平均×５００円
ウ （保険料収納必要額－市町村特別給付等に要する費用の見込額）×０．０１

3) 施行準備経費

広報啓発等の介護保険制度の導入の必要な費用として厚生大臣が必要と認めた額。

（交付の条件）
６ この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 基本枠について

1) 市町村は、交付金により平成１１年度中に基金を造成するものとする。

2) 市町村は、造成した基金を取り崩すときは、介護給付及び予防給付に要する費用並びに財政安定化基金拠出金に要する費用に充てるため、介護保険特別会計に繰り入れるものとする。

(2) 介護保険施行準備枠について

1) 市町村は、交付金により平成１１年度中に基金を造成するものとする。

2) 市町村は、造成した基金を取り崩すときは、介護保険制度の円滑な実施を図るための準備経費に充てるため、介護保険特別会計又は一般会計に繰り入れるものとする。

3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が５０万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生大臣が別に定める期間を経過するまで厚生大臣の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4) 厚生大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(3) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式１による調書を作成し、これを事業完了後５年間保管しなければならない。

(4) 市町村は、平成１３年度末までに基金を解散するものとする。なお、５の(1)の2)の特別加算対象市町村にあっては、平成１４年度末までに基金を解散するものとする。

（申請手続）
７ この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、別紙様式２の(２)による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、これを取りまとめの上、別紙様式２の(1)による進達書に関係書類を添えて、平成１２年２月２９日までに厚生大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）
８ 都道府県知事は、市町村への交付金の額について、厚生大臣の交付の決定があったときは、市町村長に対し、別紙様式３により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

（実績報告）
９ この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、事業が完了したときは、別紙様式４の(2)による実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行わなければならない。

(2) 都道府県知事は、(1)の書類を受理したした場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、これを取りまとめの上、別紙様式４の(1)による進達書に関係書類を添えて平成１２年４月末日までに厚生大臣に提出して行わなければならない。

（交付金の額の確定の通知）
10 都道府県知事は、市町村の交付金の額について厚生大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し別紙様式５により速やかに確定の通知を行うものとする。

（その他）
11 特別の事情により７及び９に定める手続によることができない場合には、あらかじめ厚生大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。